

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和元年7月2日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分を不服として、これを3級に変更することを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

大腿骨の骨折は、手術で人工骨頭にする予定だったが、昨年末に転倒し、大やけどを負ったため手術が無理になった。さらに、リウマチや、骨粗しょう症による複数回の脊椎圧迫骨折、間質性肺炎などを患っている。

本件診断書には、実際は立ち上がることすらできないのに歩行訓

練中であると事実と少し異なる記載がある上、病状について全く記載がない。個々の病状について異なる病院で診断書を書いてもらいに行くのは、病状的に難しい。3級の条件は、まさに請求人の現在の状況に当てはまる。都の職員は、請求人に会うこともなく、医師の診断書に反して本件処分を行った。等級を4級から3級に訂正してほしい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月23日	諮問
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）
令和3年1月23日	審議（第51回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

(2) 法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は、手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各号のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないとする。

そして、法施行規則7条1項により準用する同規則2条は、手帳の再交付の申請は、申請書に、法15条1項に規定する医師の診断書及び同条3項に規定する医師の意見書を添えて行うとされている。

また、法施行規則5条1項2号は、手帳に記載すべき事項として障害名及び障害の級別を挙げ、同条3項は、同条1項の障害の級別は、等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(3) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む。）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものではあるが、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がなければ、手帳の交付処分取消、変更理由があるとする事はできないものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下 肢	
3 級	3	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4	一下肢の機能の著しい障害
	5	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	1	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1級	1級	18
11～17	2級	2級	11
7～10	3級	3級	7
4～6	4級	4級	4
2～3	5級	5級	2
1	6級	6級	1
		7級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「右大腿骨頸部骨折」を原因とする「右下肢機能障害、左下肢機能障害」とされている（別紙1・I・1及び2）。

そこで、請求人の各下肢の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

ア 左下肢の機能障害の程度

請求人は、従前の手帳において、左股関節機能全廃（人工骨頭）4級の認定を受けており、本件診断書において、これよりも障害程度が重くなった事実も認められないため、請求人の左下肢の機能障害の程度は、従前のとおり、一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの（4級）と認めるのが相当である。

イ 右下肢の機能障害の程度

等級表によれば、一下肢の障害は3級以下に規定されており、「一下肢の機能を全廃したもの」等が3級に相当するとしている。そして、等級表解説によれば、一下肢の障害として認定す

るには、機能障害が一肢全体にわたっているか少なくとも3大関節のうち2関節に障害が及んでいることを要するものとされている。請求人の右下肢の障害は、筋力テスト（MMT）の評価では、右股関節は全て△（筋力半減）とあるものの、右膝関節は屈曲△（筋力半減）、伸展○（筋力正常又はやや減）とあり、右足関節は、底屈、背屈ともに○（筋力正常又はやや減）とあること、関節可動域（ROM）の評価では、右股関節は110度、右膝関節は90度、右足関節は50度とあることから（別紙1・Ⅲ）、右下肢の機能障害ではなく、右股関節の機能障害として評価するのが相当である。

等級表解説によれば、「一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの」とは、「a 各方向の可動域（伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域）が10度以下のもの b 徒手筋力テストで2以下のもの」をいうとされている。

本件診断書によると、請求人の右股関節の関節可動域（ROM）は、伸展←→屈曲が110度、外転←→内転が40度、外旋←→内旋が50度と比較的保たれており、また、筋力テスト（MMT）は、全て△（筋力半減。筋力3該当。）となっていることから、一下肢の股関節の機能を全廃したもの（4級）とまでは認められず、一下肢の股関節の機能の著しい障害（5級）と認定するのが相当である。

#### ウ 総合等級

請求人の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、左下肢機能障害（左股関節機能全廃）4級（指数4）＋右下肢機能障害（右股関節機能の著しい障害）5級（指数2）＝総合等級4級（指数6）となることから、障害等級4級（合計指数4から6のもの）と認定するのが相当である。

(3) そして、処分庁は、本件障害について東京都心身障害者福祉セ

ンター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会（以下「認定審査会」という。）に審査を求めたところ、右股関節５級、左股関節４級、総合４級との審査結果を受けたこと、また、同審査結果を受けて〇〇医師に照会したところ、「歩行能力がベット周辺以上不能であるため、一下肢の著しい機能障害に相当すると判断させて頂きました。判定に関してはご判断にお任せ致します。」として、「下肢４級 総合３級」との回答があったことがそれぞれ認められる。さらに、処分庁は、〇〇医師の回答を受け、再度認定審査会に審査を求めたところ、再び右股関節５級、左股関節４級、総合４級との審査結果を受けたことが認められる。

(4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「大腿骨頸部骨折による 下肢機能障害【右股関節機能の著しい障害】（５級）」、「大腿骨頸部骨折による 下肢機能障害【左股関節機能全廃】（人工骨頭）（４級）」として、「障害等級４級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第３のとおり主張し、障害等級を３級に変更することを求めている。

しかし、前述１・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級４級と認定することが相当であることは上記２のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2 (略)